

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

告 示		ページ
議決を経た予算の要領	(財 政 課)	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	8
公 告		
第36期高知県労働委員会労働者委員 (補欠)候補者推薦要領	(雇用労働政 策課)	8・4 掲示

告 示

高知県告示第526号

平成20年7月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領
は、次のとおりである。

平成20年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

平成20年度高知県一般会計補正予算

平成20年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ414,102,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		52,045,080	155,787	52,200,867
	2 国庫補助金	28,938,794	86,774	29,025,568
	3 委託金	863,811	69,013	932,824
12 繰入金		13,524,791	368,079	13,892,870
	2 基金繰入金	12,422,193	368,079	12,790,272
14 諸収入		24,093,095	4,969	24,098,064
	6 受託事業収入	1,266,167	4,705	1,270,872
	8 雑入	5,580,755	264	5,581,019
歳入合計		413,573,491	528,835	414,102,326

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		16,304,247	1,495	16,305,742	11 警 察 費	4 生涯学習費	864,289	37,051	901,340
	4 人事委員会費	138,752	1,495	140,247				21,867,385	72,953
3 政策企画費		6,497,591	77,487	6,575,078	2 警察活動費		1,994,812	72,953	2,067,765
	1 政策企画費	4,814,688	77,487	4,892,175		歳 出 合 計		413,573,491	528,835
4 健康福祉課		56,690,710	9,535	56,700,245					
	2 健康費	26,421,459	3,941	26,425,400					
	3 福祉費	27,736,748	5,594	27,742,342					
6 商工観光労働費		6,052,531	87,945	6,140,476					
	1 商工費	4,368,684	39,000	4,407,684					
	2 観光費	908,100	40,672	948,772					
	3 労働費	689,100	8,273	697,373					
7 科学技術振興費		3,027,403	7,919	3,035,322					
	1 科学技術振興費	3,027,403	7,919	3,035,322					
8 農林水産業費		28,618,647	115,484	28,734,131					
	1 農業費	5,350,018	100,000	5,450,018					
	4 森林林業費	12,669,537	15,484	12,685,021					
10 教育費		94,516,888	156,017	94,672,905					
	1 教育総務費	11,260,140	7,172	11,267,312					
	2 児童費	1,981,212	20,458	2,001,670					
	3 学校費	74,924,759	91,336	75,016,095					

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
市町村が行う情報通信基盤整備に対する補助	平成20年7月23日から 平成22年3月31日まで	195,607

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	150,000	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	1,441,000

平成20年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

平成20年度高知県の土地取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
高知県土地開発公社の借入金に対する債務保証	平成20年7月23日から 平成25年3月31日まで	高知県土地開発公社が国道33号高知西バイパス、国道55号高知南国道路及び国道55号南国安芸道路の工事に伴う用地の先行取得等に係る資金として平成20年度に金融機関から借り入れる1,600,000千円以内及び当該借入期間中の利息(年利率5.0パーセント以内)に相当する金額の合計額

平成20年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成20年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,468,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金助成事業収入		1,368,887	2,100,000	3,468,887	1 中小企業近代化資金		1,368,887	2,100,000	3,468,887
	2 高度化資金助成事業収入	617,861	2,100,000	2,717,861		2 高度化資金	617,861	2,100,000	2,717,861
歳 入 合 計		1,368,887	2,100,000	3,468,887	歳 出 合 計		1,368,887	2,100,000	3,468,887

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金助成事業費	2,090,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 中小企業基盤 整備機構 その他	5.0%以内	1 平成21年度から平成30年度までの10箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

平成20年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算

平成20年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,904,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1	流通団地及び工業団地造成事業収入	2,578,211	326,000	2,904,211	1	流通団地及び工業団地造成事業費	2,578,211	326,000	2,904,211
	2 工業団地造成収入	380,831	326,000	706,831		2 工業団地造成費	380,831	326,000	706,831
歳 入 合 計		2,578,211	326,000	2,904,211	歳 出 合 計		2,578,211	326,000	2,904,211

第2表 地方債補正
変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
工業団地造成事業費	9,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 民間資金	5.0%以内	1 平成21年度から平成50年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	172,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 民間資金	5.0%以内	1 平成21年度から平成50年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	1,375,000				1,538,000			

平成20年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算

平成20年度高知県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ952,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾整備事業収入		921,997	30,214	952,211	1 港湾整備事業費		921,997	30,214	952,211
	1 港湾整備事業収入	921,997	30,214	952,211		1 港湾整備事業費	921,997	30,214	952,211
歳 入 合 計		921,997	30,214	952,211	歳 出 合 計		921,997	30,214	952,211

第2表 地方債補正
変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 費	314,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	1 平成21年度から平成50 年度までの30箇年以内 において、半年賦元利均等 償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、 政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通 条件による。 2 財政の都合により、繰 上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借 換えをすることができる。	344,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	1 平成21年度から平成50 年度までの30箇年以内 において、半年賦元利均等 償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、 政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通 条件による。 2 財政の都合により、繰 上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借 換えをすることができる。

高知県告示第527号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幅多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

四万十市西土佐六郎口

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	番地
1	四万十市西土佐江川字六郎口	2993 - 2
2	” ” 字平野山	4674
3	” ” ”	4675 - 1
4	” ” 字奥六郎谷	2971
5	” ” 字橘谷山	4670 - 1
6	” ” ”	4665
7	” ” 字橘谷	2933 - 1

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を市道江川吉野線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

高知県労働委員会の第36期労働者委員に欠員が生じたため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により補欠の委員を任命したいので、推薦資格のある労働組合は、次の要領により候補者を推薦してください。

平成20年8月4日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

第36期高知県労働委員会労働者委員（補欠）候補者推薦要領

1 候補者を推薦する者の資格

本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証した

ものであること。

2 候補者資格

特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

3 委員の数及び任期

補欠委員の数は1人で、任期は前任者の残任期間とする。

4 推薦手続

推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証するため高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。

5 推薦締切日

平成20年8月22日（金）

6 推薦書の提出先

高知県商工労働部雇用労働政策課